

# 令和2年度前橋市保育所（園）・認定こども園保育料表

## （保育認定（2号3号）の方）

令和元年10月1日より適用

在籍入所児童の属する世帯の階層区分			保育料（月額）（単位：円）			
階層区分	市区町村民税等による定義		3歳未満の児童（保育標準時間）	3歳以上の児童（保育標準時間）	3歳未満の児童（保育短時間）	3歳以上の児童（保育短時間）
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯		0	0	0	0
B	A階層、C階層及びD階層を除く市区町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C	第1	均等割のみの課税世帯	7,000 (2,800)	0	6,900 (2,700)	0
	第2	所得割の額が24,300円未満	8,300 (3,300)	0	8,200 (3,200)	0
	第3	24,300円以上48,600円未満	8,800 (3,500)	0	8,700 (3,400)	0
D	第1	48,600円以上52,200円未満	11,000 (4,400)	0	10,800 (4,300)	0
	第2	52,200円以上57,000円未満	12,500 (5,000)	0	12,300 (4,900)	0
	第3	57,000円以上64,200円未満	15,300 (6,000)	0	15,000 (5,900)	0
	第4	64,200円以上78,600円未満	21,100 (7,700)	0	20,800 (7,500)	0
	第5	78,600円以上97,000円未満	27,000 (9,000)	0	26,600 (8,800)	0
	第6	97,000円以上117,000円未満	33,500 (11,600)	0	33,000 (11,400)	0
	第7	117,000円以上140,100円未満	37,400 (13,100)	0	36,800 (12,900)	0
	第8	140,100円以上155,700円未満	40,400 (14,300)	0	39,800 (14,100)	0
	第9	155,700円以上169,000円未満	42,700 (15,200)	0	42,100 (14,900)	0
	第10	169,000円以上288,100円未満	45,200 (16,200)	0	44,500 (15,900)	0
	第11	288,100円以上	46,800 (16,900)	0	46,100 (16,600)	0

注

- 1 3歳未満の児童に係る保育料は4月から8月までは前年度市区町村民税で決定し、9月から翌3月までは現年度市区町村民税により決定します。
- 2 年度途中における階層区分の変更は、変更事由の生じた翌月から行います。ただし、税額再認定については、次のとおりとします。
  - (1) 当該年度の4月から8月の保育料は前年度市区民税所得割の金額で認定する。
  - (2) 当該年度の9月から翌3月の保育料は現年度市区民税所得割の金額で認定する。
- 3 当該年度の4月1日において3歳に達していない児童は、その年度は3歳未満児とみなします。
- 4 生計を一にする世帯から2人以上の児童が入所している場合（幼稚園その他市長が定める施設に就学前児童の兄姉が入所している場合を含む）には、2人目の児童に係る保育料の額は、この表の（ ）内の額を適用し、3人目以後の児童については0円とします。

市区町村民税の所得割の額が57,700円未満の世帯で、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ）が2人以上いる場合における保育料の額は、第2子の児童にあってはこの表の（ ）内の額とし、第3子以後の児童にあっては0円とします。
- 5 同一世帯で3人以上の子供を扶養している場合には、第3子以後の児童に係る保育料（延長保育及び一時預かり事業に係るものを除く。次項において同じ）の額は、0円とします。ただし、保育料に滞納がある場合は、この限りではありません。
- 6 児童の属する世帯の階層がC階層または市区町村民税の所得割の額が77,101円未満のD階層と認定された世帯で、次に掲げる世帯に該当するものの3歳未満の児童に係る保育料は、この表にかかわらず、1,800円（特定被監護者等が2人以上いる場合における第2子以後の児童にあっては、0円）とします。
  - (1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
  - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
    - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
    - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
    - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
    - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
  - (3) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると市長が認めた世帯
- 8 この表の「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7並びに第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとします。）の額をいいます。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とします。

注の5の幼稚園その他の市長が定める施設は下記のとおりです。

保育所（園）、認定こども園、国立大学附属幼稚園、新制度未移行園、特別支援学校幼稚部、地域型保育又は特定保育、企業主導型保育施設、児童発達支援施設（医療型児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設を含む）、児童心理治療施設、認可外保育施設